

令和6年第1回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和6年3月5日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年3月5日 午前9時29分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖 代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 2番 森岡 健治 3番 山崎 匡
会 期 の 決 定	令和6年3月5日～3月19日（15日間）

◇ 議事日程

- 1 開会宣言
- 2 招集挨拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問（4番、5番、6番、3番）
4	報告 1	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
5	承認 1	専決処分の承認について（松野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
6	承認 2	専決処分の承認について（令和5年度松野町一般会計補正予算（第6号））
7	議案 1	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
8	議案 2	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
9	議案 3	松野町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正について
10	議案 4	松野町消防団条例の一部改正について
11	議案 5	松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
12	議案 6	万年荘の指定管理者の指定について
13	議案 7	令和5年度松野町一般会計補正予算（第7号）
14	議案 8	令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
15	議案 9	令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）

16	議案 10	令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
17	議案 11	令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
18	議案 12	令和6年度松野町一般会計予算
19	議案 13	令和6年度松野町国民健康保険特別会計予算
20	議案 14	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
21	議案 15	令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
22	議案 16	令和6年度松野町介護保険特別会計予算
23	議案 17	令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
24	議案 18	令和6年度松野町簡易水道事業会計予算
25	議案 19	山林委員の選任について
26	議案 20	山林委員の選任について
27	議案 21	山林委員の選任について
28	議案 22	山林委員の選任について
29	議案 23	山林委員の選任について
30	議案 24	山林委員の選任について
31	議案 25	山林委員の選任について
32	議案 26	山林委員の選任について

3 3	議案 2 7	山林委員の選任について
3 4	議案 2 8	山林委員の選任について
3 5	議案 2 9	山林委員の選任について
3 6	議案 3 0	山林委員の選任について

5 閉 議
6 散 会

議 長	<p>ただいまから、令和6年第1回松野町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:29)</p>
議 長	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>第1回定例議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>三寒四温という言葉があるとおおり、寒い日と温かい日が交互に訪れていますが、それでも春の足音は日増しに大きくなっているようです。</p> <p>本日は、令和6年第1回定例議会を招集いたしましたところ、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、今任期の開始から約1年が経過し、この間、一般質問における一問一答方式の導入、議会改革特別委員会の設置、そして議会だよりの発刊など、精力的に議員活動にまい進されており、心から敬意を表する次第です。今後も町民の皆さんの負託に応えて、より開かれた活発な議会の実現に取り組まれますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、先日3月2日に予土線全線開通50周年を記念した感謝祭が松丸駅を会場に開催をされました。この日は中村愛媛県知事、浜田高知県知事、JR四国石巻社長、そして予土線沿線5市町の首長が勢ぞろいし、予土線の今後の利用促進、路線維持に向けて、共通の意識を醸成することができ、大きな一歩を踏み出す契機となりました。厳しい経営環境にある予土線ではありますが、JR四国と愛媛高知両県、沿線5市町、そして地域の住民の皆さんと全国の鉄道ファンの皆さんの力を結集すれば、次の50年に向けての展望が必ず開けてくるものと確信をしたところです。</p> <p>また、喫緊の課題である人口減少対策につきましては、地方創生施策やDXの推進などにより、国や県でも積極的な施策が展開されてい</p>

議 長	<p>ますが、本町においても、次年度に改定予定の松野町総合計画と森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、国が掲げるデジタル田園都市国家構想を踏まえた新しい計画として位置づけ、これに基づき、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的、持続的に取り組むこととしています。この計画の策定は令和6年度の重要な業務の1つでありますので、議会の立場からも積極的に関与いただきますようお願いをいたします。</p> <p>さて、今期定例会に御提案いたします令和6年度当初予算につきましては、防災情報等伝達設備の整備や滑床ビジターセンターの整備などをはじめ、アフターコロナの新しい社会を見据え、安全で快適な生活環境の整備や観光交流産業の振興など、地方創生に対応した各種施策事業への重点配分を行うとともに、持続可能な行財政運営を目指した積極的な編成としております。後ほど、当初予算の提案理由の中で、町政の基本方針と重点施策について説明を申し上げますことといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p> <p>そのほか、御提案申し上げます案件は、報告、承認案件のほか、条例の一部改正、指定管理者の指定、令和5年度最終の補正予算、人事案件などの諸案件であります。なお、12月定例会以降の主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。</p> <p>御提案申上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、33件であって、この議案番号・件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p>
-----	---

		<p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。</p> <p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和5年11月、12月、令和6年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。 (9:36)</p>
議	長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p>
議	長	<p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番森岡健治議員、3番山崎匡議員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。</p>
議	長	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、山田寛二議員の一般質問を一括方式により行います。</p> <p>山田議員の質問を許します。</p>
4番	山田	<p>「議長4番」</p>
議	長	<p>「山田議員」</p>

4 番 山 田

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

粗大ごみなどの処理について、空き家の整理や片づけの際にタンスなどの大量の粗大ごみ、または家庭ごみが発生します。粗大ごみなどの処理については、次の方法があると思います。

1、町が実施している部落ごとの粗大ごみ回収日に回収場所に持っていく。

2、延野々にあるリサイクルセンターへ直接持ち込む。

3、宇和島地区広域事務組合の環境センターに直接持ち込む。

この3つの方法がありますが、ある空き家で全てのごみを処分する際に、片づけからごみの処分まで業者に依頼しました。この場合に業者が環境センターに直接持ち込むことに問題があることが分かりました。現状では、業者が処理許可を持っていないと受け付けできない仕組みとなっております。

個人が大量の粗大ごみを含む家庭ごみを処分するには大変な困難が生じます。

問題点として、個人がトラックを手配して環境センターへ持ち込まなければならない。

2、トラックの手配においても、運転手は個人または親族などが行わなければならない。

3、個人の場合は何度も往復をしなければならない。

4、お年寄りの場合は、トラックの手配や運転は困難である。

そういった問題がたくさんありますので、なかなか個人で処分するということは困難になっていると思います。今後においては同様な事案が増えると考えます。

片づけから焼却までの処分を、町内外の業者が直接できるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

坂 本 町 長

「議長」

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは山田議員の御質問、粗大ごみ等の処理について答弁をいたします。</p> <p>本町の廃棄物処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した一般廃棄物処理基本計画を基本方針として実施しております。</p> <p>この一般廃棄物につきましては、各家庭から排出される生活系のごみと、それから事業者が排出する事業系ごみの2種類に区分されておりまして、生活系のごみの処理につきましては、一部、し尿等を除き、町が収集運搬処理を行う直営方式としておりまして、一方、事業系のごみにつきましては、廃棄物処理業の許可をした民間事業者が行っております。</p> <p>御指摘のように、粗大ごみにつきましては、町直営の対象となる生活系の廃棄物であるものの、通常のごみステーションでは回収していないことから、各部落年2回の粗大ごみ回収日での回収や町リサイクルセンターへ持ち込む方法のほか、多量のごみや早急な処理が必要な時は、個人で直接、宇和島地区広域事務組合環境センターへ持ち込んでいただいております。この場合、本町においては、生活系のごみは町の直営事業により処理する方式を採用しているため、今のスキームでは個人がごみ処理を民間事業者へ委託することはできません。</p> <p>しかしそうなりますと、空き家の解体、引っ越し等に伴い多量のごみを早急に処理する必要がある場合には、個人で御指摘のとおりトラック等をレンタルし、環境センターへ何度も往復して持ち込まなければならないなど、住民への過重な負担が生ずるケースも発生しておりまして、ごみ処理を民間事業者へ委託できる仕組みづくりができないか、相談を受けているところでもあります。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、本町では、日常生活から発生するごみは町が直営で処理することとしております。しかし現在の処理体制</p>
------------------------	--

	<p>では、住民への負担の増大や円滑なごみ処理に支障を来すことも懸念されることから、今後、基本計画の総合的な見直しに着手するとともに、その一環として、生活系ごみ処理の一部について、一般廃棄物処理業の事業者に許可をすることが妥当かどうか検討に入りたいと考えております。あわせて、環境への負荷を低減する循環型社会を目指し、リサイクルの推進とともに、ごみの減量化を実現して参りますので、議員各位におかれましても引き続き御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。</p>
4 番 山 田	「議長」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	<p>今ほどの答弁で業者のほうに一部一般ごみについてはという、お話いただきましたけど、是非全てというのはいきなり難しい部分があるかもしれませんが、そういった形でちょっと進めていただきたいと思います。</p> <p>先ほどもありましたように、今後空き家が増えて解体の依頼が出てくると思うんですけども、その場合においても、一括して解体、中身も含めてですね、解体して処理するとなると、かなりの金額が発生するということをちょっと一部見積りをとっていただいた方から聞いております。そのことにおいても、事前にですね、内部の物、タンスとか、家庭の食器類とか、そういったものを事前に処分しておけば、かなり全体的な費用も抑えられるんじゃないかなと思いますんで、是非、その方向に取り組んでいただくように強く要望したいと思います。</p> <p>業者についても、ある一定のというか、町内外も含めて、できる業者のほうにまた選定のほう、お願いしたらなというふうには思っております。</p> <p>是非よろしく申し上げます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。

		<p>今ほど申し上げましたように、大量のごみを早急に処分しなければならぬような場合におきましては、基本的にですね、町直営での処理が間に合わない、そういうことを前提として、処理業者のほうに許可をするという方針でこれから進めて参りますけれども、じゃ、どの範囲の事業者さんに許可を出すのか、具体的なことにつきましては、近隣の市町の状況でありますとか、今後の展望も含めて検討して参りまして、なるべく早急を実現するように取り組んで参ります。</p>
4 番 山 田	議 長	「議長」
		「山田議員」
4 番 山 田		はい。
		今ほど町長から、早急にというか、していただくような方向で回答いただきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。
		よろしくをお願いします。
議 長		答弁いいですか。
4 番 山 田		質問を終わりますと言うたので終わります。
議 長		はい。よろしいでしょうか。
		以上で、山田議員の質問を終わります。
		続いて、通告2番、安西博文議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。
		安西議員の質問を許します。
5 番 安 西	議 長	「議長5番」
		「安西議員」
5 番 安 西		議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
		まず、3月2日の土曜日は開通記念行事、町長さん大変御苦労さまでした。愛媛県知事、高知県知事とか、付近の自治体の首長さんとか、JR四国の社長さんおいでいただき、また、あの雪のちらつく寒いところ、太鼓集団とよさこい連、あの人たちは大変風邪ひかれたんじゃないかと心配しておりますが、非常に盛り上がって良かったです。ま

た井上課長の息子さん、もう1人女子生徒、あの原稿なしのスピーチ非常に良かったと思います。

ありがとうございました。お疲れでございました。

私からはですね、JR予土線のうち、町内に3駅ございますが、吉野生駅と真土駅の今後の取り組み等について、お願いやら質問をさせていただきます。

JR予土線の松丸駅においては、今までに、社会福祉協議会が入ったり、ぽっぽ温泉が整備されたり、付近の駐車場が整備されたり、いろいろ充実が図られているところであります。その上で、また軽トラ市だとか、この間のようなマルシェなどの開催などによりまして、人出の創出が図られているところでございますが、その一方で、あと2つ駅がございます。

吉野生駅は、僕は昔から利用しておりますが、これは松丸駅よりずっと面積というか規模大きいんですね。複線でもありますし、引込線もあります。またホームが2つありまして、跨線橋でつないどる。跨線橋があるような駅は、三間の宮野下も、近永にもないと思いますけどね、このような非常に立派な吉野生駅であります。

また、真土駅につきましては、これは反対に非常にかわいらしい駅といえますか、四国で一番プラットフォームが短い、こじんまりとした駅であります。しかしながらそこも、近年では、紫陽花が植わったりしてですね、非常に、写真を撮ったりする方も多くみえられております。

写真と言いましたが、この間の記念事業の時も、僕はあと江川崎へ行ったんですけど、あそこへ行くまでにですね、葛川の沈下橋とか、鈴井の鉄橋のしたことか、江川崎の駅とか西ヶ方の駅とか、いっぱい撮り鉄がですね、写真を撮っておられました。観光列車とこの風光明媚な景色をたくさんの方が撮られておりました。

そういうことで本当に沿線住民だけではなくて、いろいろなことをして、予土線存続に向けてですね、全国からのファンを集まる、集め

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>てもらいたい、集まるようなPRをしたいというような感じがあります。</p> <p>そこで、町長さんをお願いします。</p> <p>吉野生駅と真土の駅でございますが、言わば地域のその地域その地域の核であると思います。そのこのこれからいかに整備をしていただくか、今回特にですね、吉野生駅について、吉野生駅のトイレ、残念ながらぼっとんトイレであります。今のこの先進国の経済豊かな日本の文化の香りの高い国においてですね、公共の場所であるところのトイレがぼっとんでは、何とも情けない気がしております。その整備を是非考えていただきたい。</p> <p>それともう1点、真土の駅についてですね、何か整備ができないかということをお考えいただきたいと思います。</p> <p>まず1番目、以上でございます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは安西議員の御質問、JR予土線の吉野生駅及び真土駅の今後の取り組みについて答弁をいたします。</p> <p>御指摘のとおり、松丸駅前では、商工会や住民によって組織された実行委員会によりまして、松丸駅前軽トラ市やJR松丸駅前マルシェ、松丸市など、令和5年度においては現在のところ合計11回、そういったイベントが開催されており、にぎわいづくりに大きな貢献をしていただいております。これらの催しにつきましては、立ち上げから12年が経過しておりますが、主催者や出店者の皆さんが工夫を凝らしながら取り組んでいただいた結果、リピーターをはじめ多くのお客様が訪れ、地域経済の活性化に持続的に寄与していただいているものであり、感謝と敬意を表する次第です。</p> <p>この松丸駅の事例を参考にして、では吉野生駅や真土駅の周辺で何</p>
----------------------------	--

らかの取り組みはできないのかとの御質問でありますけれども、この具体的な方策を行政だけで決めていくのではなくて、それぞれの駅の周辺をはじめとする地元の皆さんとも膝を突き合わせながら相談をして、内容を煮詰め、役割分担をしながら具現化していきたいというふうに考えております。

次にJ R吉野生駅の公衆用トイレの水洗化、及びJ R真土駅周辺の美化等についてお答えをいたします。

まず現在の状況ですが、J R吉野生駅につきましては、駅舎、トイレの両方ともJ R四国が管理をしております。トイレにつきましては、大便器1つ小便器1つのくみ取り式となっております。

次にJ R真土駅につきましては、J R四国で1番短いと言われている25メートルの駅ホームに雨よけのひさしがなかった待合施設の駅のホーム下の広場に、地元蕨生部落で整備した待合施設があり、地元住民の皆様でベンチを設置したり、花を飾られたりときれいに管理していただいている状況です。また、50年ほど前に蕨生部落で整備されたくみ取り式のトイレもありましたが、老朽化もありまして令和4年12月に撤去され、現在トイレはありません。

予土線全線を見てもみますと、宇和島駅と窪川駅を含めて、全22駅中、トイレのある駅が15駅、そのうち8駅が水洗トイレで、トイレのない駅が7駅となっている状況です。

御質問のJ R吉野生駅のトイレにつきましては、J Rの利用者だけを対象としたものではなくて、駅周辺でのイベント参加者や、あるいは日常的な観光や散策を楽しまれる方へも供することを想定されているものと思いますが、私も、周辺のにぎわいづくりにはトイレが必要であると判断をしております。また、予土線存続のために、町が本気で駅周囲の活性化に取り組んでいるというアピールにもなりますし、その意義は私も十分理解しているつもりです。しかし現在、建築事業の費用が高騰している状況によりまして、残念ながら、すぐに今の多額の一般財源をつぎ込んで公衆トイレを整備するという体力は

ありません。まずは初期投資に必要となる優良財源の確保に全力で取り組み、この課題にめどが付き次第、駅管理者であるJR四国様との協議、維持管理に必要な費用の考えなどを多角的な研究分析をしながら、事業実現に向けて取り組んでいく所存です。いましばらく、その財源確保の調査研究の時間をいただきますようお願いをいたします。

一方、真土駅につきましては、特色ある駅舎と周囲のすばらしい景観を活用したソフト事業について、地元の皆さんとともに方向性を検討したいと考えています。その中で、例えば、コロナ禍で中断されているいも炊きについても再開できる手段はないか、あるいは花いっぱいの影響を更にアピールできる方策はないか、模索していきたいというふうに思っております。

現在、私は、予土線利用促進対策協議会の会長を務めさせていただいておりますが、先ほども申し上げましたが、先日50周年の記念式典を開催をいたしまして、愛媛、高知両県知事、JR四国の社長、沿線5市町の首長が、予土線を未来に残すために一層利用促進に取り組んでいこう、そういうことを確認することができました。松野町においてもその具体策として、町内の3つの駅がそれぞれ地域の拠点として、あるいはシンボルとして機能するように、住民の皆様と町が一体となって盛り上げていきたいと考えておりますので、議員におかれましても引き続き、御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

5 番 安 西
議 長

「議長」
「安西議員」

5 番 安 西

答弁ありがとうございました。

吉野生駅のトイレ水洗化については、たくさんお金がかかるので、ちょっと財源がない、もう少し時間が欲しいというお答えであったと思います。是非ですね、優良財源、この間、ふるさと創生課長も頑張ってくれておりますが、ふるさと納税2千万円目標を達成してです

ね、何とか財源を確保して早期に対策をしていただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

真土駅にあっては、ソフト面で対応するということですので、そのことにつきましても、何とか吉野、蕨生、奥野川の人ですね、差別感といたしますか、松丸ばかり対策をして吉野と蕨生、奥野川の人はのけもんになれとるんじゃないか、というようなことを思われたいためにもですね、対策をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして第2問目、質問をさせていただきます。

この3月に業務を終了する診療所、その後どうするかということにつきまして、蕨生の診療所は、解体ということですが、あと目黒、吉野の診療所につきまして今後の取り組みをどうされるか、お聞きしたいと思います。

よろしく願いします。

坂本町長

「議長」

議

長

「坂本町長」

坂本町長

それでは2番目の御質問、診療所の有効活用についての御質問ですけれども、ちょっと経緯を振り返ってみますと、これまで目黒、吉野、谷口診療所につきましては、毎月1回1時間開設をしまして、中央診療所の医師、看護師、事務員が出向する形で継続して参りましたが、人口減少及び疾病の複雑化により、利用者数が減少している状況にあり、令和4年度から町及び地元区長さんたちと検討会を開きまして、協議をしてきたところです。

出張診療日には、主に慢性疾患の方3人程度の定期処方を行っておりましたが、検査体制も整っていないことに加え、医療従事者の確保、施設の老朽化、耐震性の問題、特にですね、マイナ保険証対応の義務化によりまして、インターネット回線や電子カルテ、顔認証システム等高額な整備費用がそれぞれ必要になるなど、様々な要因を検討した

結果、医療機能の充実サービス向上のためには、中央診療所へ集約することが最重要であると位置づけ、出張診療所は、今年度末をもって廃止をするという結論に至り、条例の一部改正を上程させていただくことにしております。

廃止後の計画といたしましては、先ほど御指摘がありました、谷口診療所は借地であるため、同敷地内に併設する町営住宅とあわせて解体をいたしまして、解体後は原状復旧して、令和6年度中に所有者へ返還する予定です。

目黒診療所と吉野診療所の活用計画は今のところございません。まずは、中央診療所の利便性向上に努め、地域のかかりつけ医としての体制を充実させていくことに注力し、廃止する施設の活用につきましては、医療分野の活用にこだわることなく、地域の実情や財産管理の面から、役場全体で、また地元の御意見も取り入れながら、今後検討して参りたいと考えますので、議員各位にも御理解、御指導をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げました吉野生地区につきまして、いわゆる松丸地区と比べて、力の入れようが足りないのじゃないかという御意見でございましたけれども、私はそれぞれ松丸地区、目黒地区、吉野生地区、3地区をひとまとめにしてまちづくりの拠点を整備したいということをお願いしておりました。その1つとして吉野生地区には吉野生公民館、もう間もなく竣工いたしますけれども、立派な箱物ができますので、これを中心に吉野生地区のまちづくりを推進していただきたいというつもりはございます。決して吉野生地区をないがしろにしているつもりはございませんので、またそういったものも含めて、活用しながら全体の活性化に努めて参りたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番 安 西

「議長」

議

長

「安西委員」

5 番 安 西

はい。ありがとうございました。

<p>議 長</p> <p>5 番 安 西</p> <p>議 長</p> <p>6 番 山 石</p> <p>議 長</p> <p>6 番 山 石</p>	<p>今のところ、目黒は基幹センターとして機能するということですね。吉野の診療所、あれ駐車場も広いし、まあまあ建物も立派なものがございいますが、今のところは計画がない。なんど利用したほうが、建物も傷まんのやないかというような気がしておりますので、何らかの利用方法、考えていただきたいなと思っております。</p> <p>以上で質問を終わります。ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか答弁。</p> <p>はい。</p> <p>以上で、安西議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告3番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。</p> <p>山石議員の質問を許します。</p> <p>「議長6番」</p> <p>「山石議員」</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、私は能登半島地震を教訓として南海トラフ巨大地震に対する防災減災について質問いたします。</p> <p>本年1月1日に発生した能登半島地震は、死者240人、被災した家屋は7万2千800棟、停電は1千100戸、断水は2万3千戸で、いまだに続いておるようです。</p> <p>山崩れや道路の崩壊などで道路が寸断され、孤立した集落は複数発生し、行政職員、消防団員も被災して、人命救助に手間取っとるような甚大な被害を受けております。</p> <p>松野町も、能登半島と地形や環境が似ており、南海トラフ大地震が発生したら被害が広範囲に及ぶ甚大な都市災害が予想される。援助は難しく、自助、共助、自立でやっていくしかないと思います。</p> <p>能登半島地震では、死者の9割が倒壊した家屋の下敷きになって亡くなっております。建物の防災、減災をどう考えるか重要です。被災した珠洲市は国と合わせて最大200万円の補助が出ていたそうですが、利用実績は僅か5件だったそうです。</p>
---	---

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>松野町でも1981年以前に建てられた住宅がほとんどですが、高齢世帯が多いこと、耐震改修工事に多額の費用の負担が必要などの理由から、耐震改修が進んでいないのが実情です。</p> <p>今までに、阪神淡路大震災、東北大震災、熊本地震と想定外の地震が発生しておりますが、これからは想定外の地震はありません。行政は住民の生命と財産を守ることが使命です。家屋全体の耐震改修をすれば多額の費用がかかります。専門家も言うておりましたが、一部の部屋のみを補強することで人の命は守れるそうです。</p> <p>人口3千500人の小さな町で1度に多くの人をなくすることがあれば、大きな痛手になります。県内にも、業者はありますので、国の補助に上乗せして耐震改修を進める考えはございませんか、質問いたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは山石議員の御質問、能登半島地震を教訓とした南海トラフ巨大地震に対する防災減災について、まず1点目の御質問でございます。</p> <p>本年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、ライフラインの被害をはじめ、多くの家屋倒壊など、住民生活に多大な影響をもたらしております。</p> <p>私たちの暮らす地域においても、今後30年以内に70%から80%の確率で南海トラフ巨大地震の発生が予測をされておまして、非常時に備えた強靱でしなやかなインフラの整備や、家屋倒壊から生命と財産を守るための住宅耐震化が重要な課題であると考えております。</p> <p>本町の木造住宅耐震化への取り組みとしましては、平成18年度から国の補助事業を活用した住宅の耐震化診断事業を創設、平成24年度からは耐震化事業に取り組んでおまして、昭和56年5月31日</p>
----------------------------	--

以前の旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に対し補助をすることにより、木造住宅の安全性の向上を図っております。

しかし、補助制度の創設以来、ホームページ及び広報等による啓発を行うとともに、戸別訪問の実施による耐震化率の向上を図る取り組みに努めて参りましたが、これまでの耐震改修の実績は2件にとどまっており、本町の木造住宅の耐震化率は36.6%となっております。

耐震化が進まない要因としましては、住宅所有者の高齢化や工事に高額な費用を要し負担が大きいことが挙げられておりますが、能登半島地震においては、耐震化されていない木造住宅の倒壊等の影響により多くの方が犠牲となっており、改めて耐震化の必要性を感じております。

耐震化事業の補助制度では、事前に耐震診断を実施する必要がありますが、診断に係る個人負担は3千円程度となっておりますので、所有する住宅の耐震評定を知る上でも是非御活用いただきたいと考えております。

また、耐震改修工事においても、住宅全体の耐震化を図るものに加え、住宅内の一部に木材や鉄骨を使って強固な箱型の空間を作るシェルター事業もあり、工事費の負担を軽減、安全性の確保ができる耐震化メニューもございますので、住宅の耐震性に不安のある方は、補助制度の活用を検討願いたいと考えております。

能登半島地震以降、木材住宅の耐震化への関心も高まっております。引き続き、ホームページや広報等による住宅耐震化の重要性を周知徹底するとともに、これまでに耐震診断のみを実施し、耐震改修工事を行っていない方や旧耐震基準で建築された住宅所有者への戸別訪問など、耐震化の向上につながる取り組みについて、安心安全に暮らせるまちづくりを努めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

<p>議 長 6 番 山 石</p>	<p>「山石議員」</p> <p>町のほうでも耐震関係について、いろいろとやっておられるようですが、専門家の中では耐震化が絶対ではなく、一番いいのはやっぱりシェルター型が一番いいというような話があります。なお一層、これからは住民の方と一緒に、こういう形で耐震工事に努めてもらいたいと思います。</p> <p>それでは続きまして、南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本の広い範囲が被災します。</p> <p>能登半島地震でもありましたが、避難所が被害を受け開所できない。また、周辺の県、市町からの応援は予想できない。負傷者の収容施設、避難所はひっ迫すると思います。そうなれば、自立しかありません。このような状況に陥った時、負傷者の収容施設、避難所の確保はどのように考えておられますか、お尋ねします。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>避難所が被害を受けた場合における町の対応についてですが、まず、南海トラフ巨大地震等の大規模災害における負傷者対応につきましては、町内唯一の医療機関である中央診療所のスタッフを中心とした医療活動を行うことを基本としまして、傷病者数や重症度により現状のスタッフでの対応が困難な場合につきましては、DMAT災害派遣医療チーム等の専門機関や自衛隊への派遣要請を行い、医療活動を行う必要があると考えております。</p> <p>次に避難所につきましては、一時的な屋外避難等を想定した指定緊急避難場所を17ヶ所、長期的な避難対応が可能な指定避難所を9ヶ所、高齢者や障がい者などで、一般の避難所生活では支障を来す可能性のある要配慮者のための福祉避難所を2ヶ所指定をしております。</p> <p>更に、大規模災害時におきましては、これらの指定避難所に限らず、自主防災組織により、それぞれの地域で必要に応じ、近くの集会所等</p>

<p>6 番 山 石 議 長</p>	<p>を自主的に避難所として利活用することが有効であると考えております。</p> <p>町としましては、指定避難所や自主避難所のほか、車中避難を行う方も一定数いらっしゃると思われしますので、状況把握を的確に行いながら、自主防災組織を中心に、消防団や地域の防災士などと連絡をとりながら、柔軟な避難所対応を行いたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
<p>6 番 山 石</p>	<p>はい。</p> <p>南海トラフ巨大地震が発生すれば、広範囲に被害を受けると思います。そうなれば、負傷者の収容先などがたちまち難しくなってくると思いますが、その辺は臨機応変にやらなくてはいけないと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、災害には水とトイレが重要です。これについて、質問いたします。</p> <p>能登半島地震でも、いまだに断水が続いております。</p> <p>松野町では、埋設している水道管が老朽化しており、多数の箇所、断水が予想されます。水がなければトイレは使えない。長期トイレを使わなくなれば、衛生状態が悪化し、災害死する人が出てきます。水不足の対応策として、昔から各家庭で井戸がありましたが、その井戸を整備して使う考えはありませんか。</p> <p>また、災害でトイレと水は絶対必要です。簡易トイレのストックや水不足の解消をどう考えておられますか、よろしく願いします。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>水不足によるトイレ問題と水不足の解消に向けた取り組みについてお答えをいたします。</p>

能登半島地震では、水や食料の問題と同様にトイレの必要性が問題となっており、松野町からも避難所支援ということで3名が2回、派遣をしておりますが、帰ってきた職員から話を聞くと、やはり1番生活用水が確保できていないということが避難者のダメージになっていたということを報告を受けております。

本町の避難所におけるトイレ関連用品としましては、簡易トイレを27基、凝固財や排便袋がセットになった災害用トイレセットを、1500回分備蓄しておりますが、災害が長期化した場合を考えると、これでストック数が十分であるとは言えません。

そこで、町としましては、能登半島地震で判明した問題を解決するため、これまでの食料や飲料水を中心とした備蓄物資の整備に加え、簡易トイレや仮設トイレの確保といった衛生面にも配慮が必要な物資の見直しを行いまして、簡易トイレのように数量が不足している物資につきましては、計画的に補充をして各避難所に配備していきたいと考えております。

あわせて、全国の自治体や民間企業との災害連携協定の締結についても検討をしております、大規模災害時においても、避難者がトイレ問題により体調不良とならないよう対策を進めていきたいと考えております。

また、生活用水の確保対策につきましては、今後、町内にはあるものの今は利用していない井戸の調査を実施し、水質検査を行うとともに、所有者との協議により、災害用の井戸として活用できる制度づくりに努めることとしております。

そのほか、溪流やため池といった水源につきましても、周辺環境調査を行い、状況の把握に努め、緊急時にはトイレや洗濯用の生活用水として利用できるよう努めて参りたいと考えております。

以上です。

6 番 山 石
議 長

「議長」
「山石議員」

<p>6 番 山 石</p>	<p>はい。分かりました。</p> <p>トイレと水は絶対に必要なことですので災害が起きれば、各家庭で1週間分のトイレ、水が必要と言われております。日頃から行政と住民が協力して防災に備えることが必要だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>最後に南海トラフ巨大地震が発生すれば、かなり広範囲が災害を受けます。土砂崩れや家屋の倒壊、道路の崩壊などで、孤立する集落が出てきます。また、行政職員も被災を予想されますが、人命救助が困難を来すと思います。そうなると自助、共助が欠かせません。自助、共助の訓練、救助員の確保、避難経路の確保はどのように考えておられますか。</p> <p>よろしく願いします。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>土砂災害による孤立集落への対応、それから避難経路の確保についてでございますが、大規模地震が発生した場合、道路への土砂の流入や隆起、陥没など、道路が寸断されまして、孤立する集落が発生することが予想をされます。</p> <p>このような大規模災害時におきましては、携帯電話などの情報伝達手段が使えない場合も多々あります。これにつきましては、消防団員や町職員、自主防災会による人海戦術によりまして、住民の安否確認や災害現場の情報収集を行う必要があると考えております。</p> <p>また、土砂災害や道路災害が発生した場合には、愛媛県建設業協会宇和島支部鬼北分会との災害連携協定により、緊急道路の確保、道路等における障がい物の除去作業などを要請するとともに、被害状況を見極め、自衛隊への災害派遣要請など、孤立集落解消の迅速な対応に努めることとしております。</p> <p>しかし南海トラフ巨大地震を想定した場合、被害は本町のみならず</p>

		<p>広域的であると考えられ、本町職員についても被災することが想定されるため、行政による公助の取り組みには限界があることから、地域における安否確認や支援活動については、自主防災会を中心にした共助の役割が必要であり、防災士をはじめとする地域のリーダーを中心とした救助活動が重要だと考えております。</p> <p>そのためには、日頃から町と自主防災会が連携を強化し、地域住民の防災意識を高めていくとともに、定期的に訓練を実施することにより、一人一人が避難経路を確認し、地域住民で助け合いながら自主的に避難行動がとれますように、町としても支援していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石	議 長	「議長」
6 番 山 石	議 長	「山石議員」
6 番 山 石	議 長	よく分かりました。
		<p>とにかく、今回の地震でも自助、共助が主立つ動きをされて、それで助かったと言われておりますが、人命救助の肝である72時間以内の捜索はなかなか難しくなると思いますので、今後とも、自助、共助の訓練が必要だと思いますので、その点よろしく願いいたします。</p> <p>以上で質問を終わります。</p>
議 長	議 長	以上で、山石議員の質問を終わります。
		ここでしばらく休憩します。 (10:23)
		(休憩10:23 ~ 再開10:34)
議 長	議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:34)
		<p>続いて、通告4番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。</p> <p>山崎議員の質問を許します。</p>
3 番 山 崎	議 長	「議長3番」
3 番 山 崎	議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	議 長	議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせて

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>いただきます。</p> <p>まず第1点として、木造建築の耐震診断及び改修について質問させていただきます。</p> <p>昭和56年5月30日以前の旧の耐震基準の建物について、補助があると思うんですけど、まず補助の内容を聞かせていただけたらと思います。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは木造建物の耐震診断及び改修についてですが、先ほどの山石議員の答弁と一部重複しますので、御了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>本町では地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、平成18年度から木造住宅の耐震化事業に取り組んでおりまして、昭和56年5月30日以前の旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に対して補助制度を設けております。</p> <p>補助制度の概要としましては、住居または賃借する住宅で、地上階数が2階以下、延床面積500平米以下の木造住宅が対象で、耐震診断の総合評定が1.0以下であることが条件となります。</p> <p>事業ごとの補助額については、耐震診断にかかる費用はほぼ無料で手数料3千円が自己負担額となります。</p> <p>改修に係る設計費用につきましては、補助率3分の2で上限が20万円、改修工事につきましては、補助率5分の4が上限で100万円、追加で屋根瓦改修を行う場合については、補助率100分の23で上限55万2千円、耐震シェルター設置工事にかかる費用は、補助率10分の10で上限40万円のほか、耐震改修工事の管理費用については、補助率3分の2で上限4万円となっており、屋根瓦を含めた改修工事まで実施いたしますと、最大179万2千円の補助を受けることができます。</p>
------------------------------	--

3 番 山 崎	<p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p>
	<p>先ほど山石さんの時の答弁で、それで今のところ2件しか実績がないというお答えだったんですけども、松野町独自にリフォームの補助金を出してると思うんですけど、それとの併用というのは可能かどうかというのをお聞かせしていただけたらと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	住宅のリフォーム事業と併用は可能でございます。
3 番 山 崎	はい。ありがとうございます。
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	「議長」
議 長	はい。
3 番 山 崎	はい。十分、併用ができるということだったので、分かりました。
	<p>続いて耐震の診断というものなんですけれども、自分とこの耐震がどれぐらいあるかっていうのはすごく知っておくということは、いざ起こった時に重要ではないかなというふうに思ってるんですけども、耐震自体の診断の件数っていうのは、59件というふうにちょっとお聞きをしてるんですけど、59件したうちの2件が改修工事をしたということなんだろうと思うんですけども、木造建築の対応年数っていうのは30年というふうに言われてるんですけども、昭和56年っていうと、もうかなり前になっちゃうんで、それ以降に建ったものについては、一応耐震基準が満たされとるという判断だろうとは思いますが、立地条件とか、そういうものによって倒壊の恐れが出たり、かなり傷んで、危険性が高くなってることもあるんですけども、そういうところに対してのせめて診断だけでも補助ができないかどうかというのをお聞きしたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」

<p>議長 坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>御質問内容、56年6月1日より以降の比較的新しい住宅についての耐震診断ということでございますね。</p> <p>先ほど言いましたように補助、国の補助事業にはのりません。やるのであれば町単でやっていきたいと思っておりますけれども、こちらにつきましては、実際ニーズといたしますか、どれほどの御要望があるのか住民の皆様の御意向を確認をして、やっぱり新しい、比較的新しい住宅でも心配であるという方が多数あれば導入を検討していきたいと考えております。</p>
<p>3番山崎議長 3番山崎</p>	<p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p> <p>はい。</p> <p>優先順位からいうと、当然ながら古い建物、昭和56年以前ということなんだろうと思うんでその辺は、そっちが最優先ということだろうと思うんで、そこは理解できます。あと、昭和56年の耐震基準の建築基準法の大幅改正と、2000年にも建築基準法の耐震の部分というのが改正されてると思うんですけど、その内容については私が調べる限りでちょっと分かりにくかったですけども、もしよければ担当課の方でも構いません、教えていただいたらと思います。</p>
<p>谷口建設環境課長 議長 谷口建設環境課長</p>	<p>「議長」</p> <p>「谷口課長」</p> <p>はい。</p> <p>ただいまの2000年基準について御説明いたします。</p> <p>平成の7年の阪神淡路大震災で多くの木造住宅が倒壊したことから、その基準をより一層厳しくした基準でございまして、変更点といたしましては3点ございます。</p> <p>まず1点目には、地盤調査に基づいた基礎の設計をすること。</p> <p>2点目には、柱の接合部に金具の取付けを行うこと。</p> <p>3点目には、偏りのない対極壁の配置などが設定されておりました。</p>

		て、バランスのよい家づくりをすることが求められております。
3 番 山 崎		「議長」
議 長		「山崎議員」
3 番 山 崎		はい。
		詳しい内容の説明で具体的でより分かりやすかったと思います。
		2000年以降の建物というのは、より強度の安全な安全が確保されているということだろうと思うんで、分かりました。
坂 本 町 長		いいですか。
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		はい。
		今ほどのリフォームとの補助金との併用につきまして、ちょっと誤った内容で御説明をしておりましたので訂正をさせていただきます。
		この耐震改修工事をやった上で、上乗せでリフォームの補助金を使うことはできません。
3 番 山 崎		できない。
坂 本 町 長		はい。
3 番 山 崎		「議長」
議 長		「山崎議員」
3 番 山 崎		はい。すいません。
		そしたら、単独で別々だとできるということではなくて、それはリフォームの工事をした後に耐震工事とかっていう場合は、1回リフォーム使っておけば耐震もできないということなんですか。
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		はい。すいません。
		これ実際にその改修工事、先ほども御指摘のありましたように2件だけなんで、まだまだ実績に乏しくて、そういった実際の事例が発生をしておりません。
		これにつきましてはしっかりと制度設計を見直しまして、なるべく

<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>制度を使う方の負担にならないように改めていきたいと思ひます。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>1 問目の質問については、以上で終わりたいと思ひます。</p> <p>続きまして、2 問目である森林政策について質問したいと思ひます。</p> <p>平成 17 年度から愛媛県では、森林環境税 1 人頭 700 円、法人も資本金割で徴収されております。まず、愛媛県で取られとる森林環境税の使い道、用途についてお聞きしたいと思ひます。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>制度につきましては農林振興課長のほうから御説明をいたします。</p>
<p>小西農林振興課長 議 長 小西農林振興課長</p>	<p>「議長」</p> <p>「小西課長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは制度の部分につきまして私のほうから御説明をさせていただきます。</p> <p>後から出てくる国の森林環境税と名前が同じですので、その辺が分かりにくいところもあって御質問を受けたものと思っております。</p> <p>愛媛県の森林環境税につきましては、愛媛県が課税実施主体で課税をされているものでございます。</p> <p>平成 17 年から開設をされて課税が始まっておりまして、県民が広く森林に親しみ森林資源を活用することを目的に税金が創設されたものでございます。</p> <p>森をつくる活動、木を使う活動、森と暮らす活動をとる大きな項目に分かれて事業が展開されておりますし、県民から公募によって手を挙げてできる事業の区分もあるようでございます。</p>

	<p>税金につきましては、県の予算の中で事業に充当されて森林政策が展開されております。その財源に充てられているのが、この県の森林環境税になっております。</p> <p>使い方の例示をしますと、県独自の森林整備事業、それとか愛媛産の木材を活用した住宅の振興施策、それとか森林の技術者とか、担い手の確保育成、もしくは愛媛の森林公園がありますが、そういう整備事業などに充てられているようでございます。</p> <p>税率につきましては先ほど質問の中にもありましたように、個人の方におかれましては、住民税の県の均等割に合わせて1人当たり700円が課税をされております。法人のほうも課税がございまして、県の法人税の均等割の課税標準額の7%相当に当たっているようです。これは資本金の区分によりまして、税額が変わってきますので、1千400円から5万6千円、このあたりが法人にも課税がされているということになります。</p> <p>税の創設当時は、税収が2億円程度でございましたが、22年に一部税率も改正されまして、現在は6億円に近い税収が県の中に入ってきているように決算上出ているようでございます。</p> <p>ほかの県でもこの森林環境税、課税されている県は多数あるように伺っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。17年度からの愛媛県の森林環境税については理解できましたので、続いて来年度から徴収される森林環境譲与税、1人頭1千円という内容なんですけど、これの簡単でいいです、時間がなくなったらいけないんで、目的と、どういうふうな制度なのかっていうのを続けてお答えしていただいたらと思います。</p>
<p>小西農林振興課長 議 長</p>	<p>「議長」 「小西課長」</p>

<p>小西農林振興課長</p>	<p>これにつきましては、資料も提示しておりますので、そちらのほうも見ていただきながら御覧いただいたらと思います。</p> <p>国の森林環境税、個人が払うのは森林環境税になります。これにつきましては、令和6年度から課税が始まりますが、森林経営管理法の施行が元年に行われまして、その安定的な財源として国民が負担するものとして同時に創設をされております。</p> <p>その図の下にありますように、右側に納税者がありまして、住民税の均等割と合わせて1千円を納付していただく、それを国が徴収して、県や市町にその財源として森林環境譲与税として分配をする、交付するというのがこの税金の仕組みになります。</p> <p>次の資料を御覧いただいたらと思います。</p> <p>税金につきましては、制度と一緒に元年に創設をされておりますが、課税が6年度からになるというひとつの仕組みでございます。</p> <p>個人の住民におきましては、令和5年度まで、東日本大震災を契機とした復興財源の特別税が1千円課税をされておまして、それが令和5年度まで続きます。ですから、その税が終わった後の6年度からは個人の方の負担が始まるということで、創設が元年なのに税金の課税が6年度からということになっております。</p> <p>その辺を御理解いただいたらと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。</p> <p>県との違いというのが分かりましたので、今の質問に対しては理解できました。</p> <p>私のほうで資料も用意しておりますので、ちょっと見ていただいたらと思うんですけども、愛媛県内の森林環境譲与税の積立て状況という表を作っております。</p> <p>黄色のところは松野町ということなんですけど、今のところ令和4</p>

年までだったですかね、5千200万の森林環境譲与税をいただいております。そのうち使っているのが2千700万で、基金に積立している部分が、52%という表が出ております。その表を見ていただいて、1番下の久万高原町を見ていただいたらと思うんですけども、県内の中では最高の譲与税額だろうと思うんですけど、令和4年度末でゼロということで全部使い切っているという状況が分かると思います。

当然ながら、今から国民1人頭1千円ということになると、しっかり森林整備、もしくは環境整備とかいろんな多面的なものがあるんだろうと思うんですけど、そういうものにしっかり使っていくというのが、国民の理解が得られることだろうと思いますんで、まずはこの基金の状態で、あと積立金の割合というものを、当然ながら基金なので使う目的があってこういう形にされているんだろうと思いますんで、今後の基金の使い方とか、そういうことについて、状況も含めてお答えしていただいたらと思います。

小西農林振興課長
議 長
小西農林振興課長

「議長」

「小西課長」

はい。

この点につきましても資料を用意しておりますので御覧いただいたらと思います。

今ほど御指摘がありました、譲与税の積立ての年度ごとの推移と譲与税の交付額の一覧にしたものでございます。

先ほどの資料にもありましたように、譲与税は年々増額をされていて令和6年課税が始まる時に、マックスの譲与税が自治体に交付されるという仕組みになっておりますので、創設の元年から徐々に譲与税が増えていっているのを見ていただいたらと思います。

それにあわせまして、残金のほうも積み増しをして、現在、御指摘の2千700万円余りの残額になっておりますが、この譲与税につきましては先ほど言いましたように、制度の財源として使うことは基本

中の基本であると思います。

一部、市町の裁量によって森林整備に直結するものについての財源を充当することも可能であります。前、一般質問でもお答えしましたように、やはり基本に忠実に森林整備事業に利活用することが肝要と考え、残額については積み増しをしているというのが現状でございます。

この譲与税につきましてはそういうふうにしる市町の人に寄せられてるところがありますので、使途については毎年公表をするようになっております。

次の資料を御覧いただいたらと思うんですが、これが松野町が令和元年度交付から始まって4年度まで、どういうふうに使ったかということを一覧にしたものでございます。

センターの運営費とか意向調査、そういうものに基本的には充てております。森林整備の基本になる部分について、利活用して今まで至っております。令和5年度におきましては、その成果として森林整備事業、委託事業を発注をかけておりますし、意向調査が大分まとまってきて集積ができてきておりますので、6年度以降もそういった森林整備事業について、多額の委託料を支出していく予定で6年度予算も計上をいたしております。

そういうことを見ていきますと、積立てているお金が今後、森林整備に財源として当たっていくということも御推察いただけると思うんですが、松野町といたしましては、制度設計の財源としての位置づけがやはり基本中の基本でございますので、そういう森林整備をしっかりとやって、それに財源を充てていく方向で6年度以降も計画をしておりますので、その点御理解いただいたらと思います。

3 番 山 崎

「議長」

議

長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。

積立金の使い道、またそういう計画については理解できましたん

で、しっかりと森林整備、また考え方をしっかりと考えていただいて、有効な活用をしていただきたいと思います。

森林環境譲与税の割合というのも人口割が30%だったものが25%になり、民有林の面積割が50パーから55になるという情報も聞いておりますので、我が町にとっては森林面積が多いわけですから、その分、譲与税の額も増えていくということになるんだろうと思うので、しっかりその使い道、有効な使い方というのを是非検討していただいて反映していただけたらと思います。

次の内容について質問したいと思います。

林野庁のホームページで、森林林業基本計画というところがあるんですけども、ほぼこれが5年に1回ぐらいずつ見直されているという内容なんですけれども、資料出していただいているんですか。

そこじゃないです。それです。はい。

この1枚ものなんですけれども、この令和3年の6月に閣議決定しているという内容なんですけれども、その中で5つの柱という方向性を出しております。その中で森林資源の適正な管理利用、そして新しい林業に向けた取り組みの展開、そして3つ目に木材産業の競争力の強化、4つ目に都市等における第2の森林づくり、5番目に新たな山村価値の創造というのがあります。

私が注目してるのは、この中の4番目と5番目でして、上の3つというのは基本的な森林整備の部分だろうと思うので、そこではなくて、都市等における第2の森林というところと、新たな山村価値の創造というところなんですけれども、この都市等における第2の森林づくりっていうところ、これは森林環境譲与税が人口割で配分されるというところもあるので、必ず都市部にも配分されるわけですね、森林環境譲与税が。その中で、先ほどの自治体、県内の自治体の積立て割合と違っていうところを見ていただいたら、やはり山林面積の少ないところの積立て金額が、割合がすごい大きいように思います。うちの町とすれば、森林は豊富にあるわけですから、当然そういうところに、アプロ

一チをかけて、しっかり共同で森林環境譲与税を有効に使う使ってもらおうということも考えたほうがいいのではないかな、というふうに思っておるんですけども、ホームページで森林環境譲与税の使い方のところで、自治体をまたいで共同に植林作業をしたりですとか、川の流域で上流と河口部との自治体がつながって、一緒に共同の事業を展開したりというところもあります。そういうところを含めて、今後、そういうことに取り組むことを考えられているのかどうかというのを、お聞きしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

この都市に第2の森をという話ですけども、率直に言えば炭素を都市部でもしっかりと蓄積をしてくれ、という国の方針でありまして、これに従いまして、かなりの公共建築物でも木材が今使われているというふうに思っております。

じゃあ松野町とどう関連するのかということになりますけれども、やっぱり松野町の木材をですね、都市部でも使ってもらおう、ほかの自治体でも使ってもらおうということが、1番のこの取り組みになろうかと思っております。

松野町では御承知のとおり薪ステーションもありますし、また今、木製の遊具も作っております。炭素の量にすれば僅かな量かもしれませんが、そういったものを、都市部の人たちにも親しんでもらい、使ってもらおうということを進めていきたい。もう1点5番の地域資源の活用というところなんですけれども、今、デジタルの社会になりまして、どんどんどんどん便利になって全てが効率化スピード優先になっております。これが本当に皆さんの幸せに直結しているかというと、なかなかそうでもない。逆に、そういった効率主義スピード主義が、我々の心をちょっと荒廃させる要因にもなっている。そういった中でスローといいますか、山の中あるいは都市部ではない田舎のほうでゆっくりと過ごしていきたいというライフスタイルが、これから

<p>3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎</p>	<p>ますます見直されていくと思います。そういった中でこの森林というのは無限の可能性を持っていると思います。</p> <p>例えば、都市部の住民の皆さんに長期的に松野町森の国で過ごしていただく、あるいは都市部の子どもたちに継続的に、例えば滑床でいろんな体験をしていただくということも非常に重要な要素だと思っていますので、これをですね、是非森林整備と組み合わせて、松野町ならではの森林の付加価値の創造ということに努めていきたいと思いますので、またいろいろと御意見とか、御提言をいただけたら大変ありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p> <p>はい。町としての考えというのは理解はできました。</p> <p>滑床の万年荘も建て替えを予定されていると思います。山石議員も9月の議会で提案されている木育の一環として、万年荘の建て替えがあるなしは別としても、森林体験ができるような、森林アスレチックとか、例えばあまり費用がかからない森林浴のメニューですとか、そういうものを新たな万年荘の指定管理団体になるんでしょうか、そういうところにも是非検討していただいて、森林の有効利用というソフトの面でも有効利用という、そういうことを是非、提案していただけたらと思います。</p> <p>続きましてちょっと説明というか、案内をしたいと思うんですけども、我が町には今の坂本町長が多分担当の時だったと思うんですけども、まきステーションというのを設立しております。昨年の議会でも、資本金等可決していただいて、新たなフォレスト株式会社として、今、実際に会社経営しているところがございます。その中で最初にまきステーションを発足する時の考え方として、林地残材の有効利用という目的があったと思うんですけど、すいません、事務局の方、木質バイオマスの利用状況という表を出していただけたらと思うんですけど。</p>
------------------------------------	--

はい。

これ見ていただいたら一目瞭然なんですけれども、燃料材の利用の推移というのは、もう輸入も含めて国内も含めてどんどん多くなっているっていうのが、今、現状だろうと思います。

その右のところなんですけど、木質バイオマスの利用状況ということを見ていただいたら分かるんですけど、平成26年には林地残材は僅か9%しか利用されていなかったという実態が分かると思います。

年々徐々にその割合は多くなってきて、令和元年で29%が利用されているという状態にはなっております。

その下を見ていただいたらと思うんですけど、製材工場の残材なんかっていうのも98%再利用されているという、廃棄せずに再利用されているっていう割合が多いんですね、建築発生木材も96%がほぼ再利用されているという状況でございます。

やはりこの林地残材っていうもの、切捨て間伐等によって起こる林地残材、もしくは用材に利用できない部分、ここに着目したのがまきステーションの発端だったと思うんですけども、これをやはり今からこの利用というのを、どんどん進めていかないといけないんじゃないかなというふうに思ってます、是非その辺も含めて、今からの御検討をお願いしたいと思います。

回答はいいです。これは、はい。

最後に、ちょっと1つ資料で説明したいと思います。

森の国ならではの自然災害対策の提案という資料があると思うんです。

これは昨年から、まきステーション、フォレスト株式会社の社長になられた河野君が提案した、愛媛県のスタートアップ企業か何かのところでプレゼンした資料の一部なんですけれども、なかなか面白い考えをされてるんで、是非ここで紹介させていただいたらと思います。

どういう内容かっていうと、避難所等に薪ボイラーとか薪の発電を給湯とかそういうものに使えるものの設備と薪の備蓄をするという

ものでございます。

薪のメリットとして誰でも安全に運べるというメリットがあります。カロリー換算でいくと、当然ながら化石燃料よりは効率は悪いかもしれませんがいいんですけど、劣化もしにくいんですね、何年間おいても。いざという時に誰でも使えるというメリットがあると思います。維持費も安い。当然ながら在庫保管をしております。回す分だけ。それを緊急用に幾らでもって言ったら失礼なんですけど、いくらかでは、災害復旧、災害の避難場所に収めることができるというメリットがあると思います。

それによって当然ながら、カーボンニュートラルという考え方なんですけども、木を燃やす燃やただけではカーボンニュートラル何でもなくて、燃やしてそれにまた植林して、その木が育ってその中でCO₂を吸収してくれる。それがしっかりでき上がって初めてのカーボンニュートラルだろうと思っております。

木の場合だと、約20年後ぐらいが1番CO₂の吸収量は多くなると言われておりますので、切った物についてはしっかり植林していくということがものすごく大事なことなんだろうと思っております。

そういういざ避難所での燃料、もしくは発電に使うという考え方っていうのはすごく面白いなと思っております、今ここで説明させてもらってるんですけど、地震、今まで大きな地震を思い出した時に、阪神淡路大震災、そして東日本大震災、今回の能登、偶然だろうと思うんですけど全て冬なんですね。冬に起こってて、すぐにやはり暖をとる必要があったり、料理を温める必要があったりって、偶然だろうと思うんですけどやっぱ冬にそういうことが起こった時っていうのは、やはりすぐにそういう暖をとることが必要だろうと思うので、そういうことも含めてこういう提案があったわけですから、町として時間はかかるかもしれませんが、是非こういう斬新的な考えっていうのを応援していただいて、松野らしい提案だと私は思っております、是非御検討していただけたらと思います。

はい。最後にですね、森林率が先ほども言った我が町は84%ということで、松野町は森の国というキャッチフレーズでまちづくりをずっと展開してきております。やはり、もう1回森の国っていうのを、キャッチフレーズ、それを見直していただいて、町の理念としてどういう森林政策をしていくのか、森林政策とともに今提案したような松野らしさの木質を使ったような事業とか、是非町全体として、森の国松野っていうんだったら、そこ是非、今後力を入れていただいて、そういう町をやっぱり目指していただきたいと思いますので、その辺のことをお聞きしたいと思うんですけど、森の国松野の森林政策がまさに今後重要なんだろうと私は思っております。

そういうことを含めて、町長のお答えを聞きたいと思います。

坂本町長
議長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

今ほどお話がありましたように、松野町は、森の国を標榜しております。このため林業施策をですね、町の重点施策として位置づけをしております。

また御質問にもありましたように、木質バイオマス、これを入り口にして、新しい林業施策にも近年取り組んでいるところでございます。

フォレストの前身であります森の国まきステーション、これにつきましてはちょうど私も設立時に、担当として携わらせていただいたわけなんですけれども、これはただ林地残材を薪にするということだけではなくて、それを入り口にして森林整備につなげる。そして雇用の創出、地域経済の活性化、地域のイメージアップ、こういったものを総合的にやっていこうということで、今まで時間はかかりましたが、一歩ずつ進んでいるというふうに自覚をしているところでございます。まきステーションも、発展的解消によって、フォレストになったところでございますけれども、やっぱりその理念はですね、森の国ま

きステーション設立時の地域の森林を徹底的に活用しよう、自然と共生する持続可能な地域社会を支えていこう、そして地域の人々に信頼される企業になろうということを、今も共通の理念として、維持をしているわけでございます。

また、フォレスト、本当に民間的な感覚を導入して、積極的に前向きにやっけていただいているんですけども、一方で出資が町が9割をしておりますので、町の林業振興、これもしっかりと担ってもらっております。松野町が進めます林業振興、林業によるまちづくり、これの中核がフォレストであるというふうに我々も期待をし、また信頼をしているところでございます。

先ほどちょっとね、代表の河野さんの取り組み、議員から御紹介をいただいたわけでございますけれども、私もこのスタートアップ愛媛というのの発表会を見学に行きました。

これは簡単に言いますと、県内の企業家、事業を起こしたいという方々からアイデアを募集して、本当に何ヶ月にもわたって、そのプランをブラッシュアップしていただいて最終的に6人が企業の前でプレゼンテーションをするっていうことなんですけれども、その6人のうちの1人にフォレストの河野さんが選ばれたわけでございます。

その事業内容は、まずですね、薪っていうものを、確かに在庫としては多量に場所が必要となるようなものでございますけれども、これをこのストックを財産として考えることができないかっていうことからスタートをしております、これだけのいわゆるエネルギー源を災害の時にどう使えるかっていうことまで考えていらっしゃる。

具体的に言えば、熱源として、更には電力としてこの薪を使っていこう、災害の時には、いろんな電力とか遮断されている時に、この薪を活用していこうというところで、私は非常に今の時期に適した社会課題を克服するひとつの回答になるんじゃないかなというふうに思っております、大変期待をしております。

そのスタートアップの発表会では、そういった関連の企業さんもこ

のアイデアを聞いておりますので、私の希望としては、是非これがそういう企業の、いいですか、タイアップを得てですね、河野さんのアイデアが実際に動き出すということを、強く願っておりますし、またそのために、町で行政でできるような支援があれば、また積極的に行いたいというふうに思っているところでございます。

もう1つ松野町ならではの林業施策といたしますか、今、町内産の積み木を作っております。未就学児に全員に今配布しているところでございますけれども、これはただ積み木をつくるということではなくて、いろんな障がい者の支援とか、そういった産業興しにもつなげていきたいということで、実際今ノウハウを提供していただいております松山のそういった福祉事業者さんと、地元にあります福祉事業者さんでいろいろ相談をして、それにまたフォレストが1枚かんで、そういった積み木のひとつの産業化といたしますか、商品化にも努めていきたいというところに思っております。

また地域おこし協力隊、今までいろんな分野で導入をして活躍してくれておりますが、この6年度からは、林業部門の地域おこし協力隊も迎えるようにしております、その最初の活動のステージを、これもフォレストに予定をしております。フォレストで、そういった担い手をこれから育成をしていく、それは単に薪の製造をやるんじゃないで、森林整備も実施しながら総合的にこのフォレストで林業振興をしていくということが、人材も組織も成長していくことにつながるのではないかなというふうに思っております。

これらの活動が進展することが、町の林業施策すなわち、森の国のまちづくりに直結することになると思いますので、議員各位には引き続き御理解、御指導をお願いを申し上げます、答弁いたします。

3 番 山 崎

「議長」

議

長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。

残り時間も少ないので最後に1点だけ、森林面積は多いんですけ

<p>議 議 坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>ど、林業従事者がものすごく少ないんですね、松野町内。</p> <p>当然ながら森林環境譲与税は、林業の従事者割という配分があります。そういう意味でも、株式会社フォレストには、当然ながら町の資金を入れているわけですから、今後の人材育成、そういう部分についても、しっかり非採算でなかなか採算とれないんですけど、そういう育成をする機関としても、やはり、今後、町としてそういうところもしっかり、提案していただいたらと思います。</p> <p>これで私の残り時間ももう終わりなんで、これで私の質問を終わります。</p> <p>いろいろ答弁等ありがとうございました。</p> <p>以上で、山崎議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>日程第4 報告第1号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは報告第1号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）」御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております町長の専決処分事項について、令和6年2月22日付けで専決処分をしておりましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。</p> <p>内容は、令和5年、議案第35号により議決をいただきました吉野生公民館建設工事請負契約の請負代金について、352万円を増額し、変更後の請負代金額を6千468万円とする変更契約を締結したものであります。</p> <p>増額の理由は、公民館裏の植栽を撤去しフェンスを設置するとともに、隣接する水路への土砂流入を防止するため、法面へ防草コンクリ</p>
---	---

<p>議 長</p>	<p>ート工及び舗装工を追加したものであります。</p> <p>以上、御報告を申し上げます。</p> <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第1号の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認について（松野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは承認第1号「専決処分の承認について（松野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）」について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回の条例改正は、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとなっていることに基づくものであります。</p> <p>これに伴い、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律における関係規定が施行され、戸籍謄本等の広域交付の開始に伴う所定の項目が改められました。これにより、電子証明書停止提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、徴収する手数料及びその額を定め、戸籍届の画像を電子化し、証明書の交付及び閲覧に活用できるよう、字句の整理を合わせ改正するものであります。</p> <p>この制度が始まることで戸籍事務の効率化が図られ、町民の利便性と住民サービスの向上が見込まれるものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>

議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第1号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第1号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分の承認について(松野町手数料徴収条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第6 承認第2号「専決処分の承認について(令和5年度松野町一般会計補正予算第6号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは承認第2号「専決処分の承認について(令和5年度松野町一般会計補正予算第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。</p>

	<p>す。</p> <p>今回の補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,764万1,000円を追加するもので、その内容は、国の令和5年度予備費を活用した新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置が12月22日に閣議決定され、低所得者の子育て世帯内で扶養されている18歳以下の児童に1人当たり5万円を加算し、住民税均等割のみ課税となっている世帯に1世帯当たり10万円を給付するものです。</p> <p>給付の対象者については、12月1日を基準日として、基準日に町内に住民登録があり低所得者の子育て世帯への加算は100名分の500万円、住民税均等割のみの課税世帯については210世帯分の2千100万円、事務費として、職員手当、消耗品等需用費、郵便料や口座振替手数料等役務費、システム構築等委託料をそれぞれ計上しております。</p> <p>この財源につきましては全額を国庫補助金により事業を実施することとしております。</p> <p>なおこの事業につきましては、国の施策として令和6年2月から3月をめどに早期解消を目指すこととなっており、制度設計及びシステム構築等のスケジュール調整を行い、3月中旬には手続の開始が可能となる状況が確認できましたので、いち早く給付するために2月29日に専決処分により予算化をしたものであります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>議長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第2号は、即決したいと思いません。</p>
--	---

議 長	御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、承認第2号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議 長	起立全員です。 したがって、承認第2号「専決処分の承認について(令和5年度松野町一般会計補正予算第6号)」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第7 議案第1号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び、日程第8 議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂本町 長	それでは議案第1号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので一括して提案理由を御説明申し上げます。 本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉

<p>議 長</p>	<p>手当の支給が可能となったことから、本町においても新たに会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>この改正により、年間で期末手当が2.45月、勤勉手当が2.05月、計4.5月となるものです。</p> <p>条例の改正概要としましては、議案第1号では条例中に勤勉手当の制度全般を定め、議案第2号では制度導入に合わせて変更が必要となる箇所の条文の調整を行っているものです。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、議案第1号及び議案第2号に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号は即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号及び議案第2号は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第1号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第2号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第9 議案第3号「松野町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第3号「松野町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、松野町国民健康保険目黒、谷口、吉野診療所の廃止に伴い、</p>

		<p>関係条文を改正するものであります。</p> <p>これまで出張診療所の在り方については、町及び地元区長さんなど関係者による検討会を設け、令和4年度から方針を検討して参りました。協議の中で、現在の状況を踏まえ、建物、設備の老朽化、電子化や設備更新の困難さに加え、中央診療所の体制強化を図っていくことが重要であるとの結論に至り、令和5年度末をもって3つの出張診療所を廃止するものであります。</p> <p>現在御利用されている方には御不便をおかけすることと存じますが、今後は更に中央診療所の利便性向上に努め、総合的な対策を検討して参りたいと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第3号は即決したいと思えます。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号を採決します。</p>

議 長	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第3号「松野町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第10 議案第4号「松野町消防団条例の一部改正について」を議題とします。</p>
坂 本 町 長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>議案第4号「松野町消防団条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。</p>
	<p>本町消防団におきましては、国の消防団員の処遇等に関する検討会、中間報告書及び消防庁長官通知を受け、既に令和4年度から、消防団員の年額報酬及び災害等への出動報酬の引上げを行ったところでございます。今回、更に消防団員の意識向上と新規団員確保を図るため、夏季訓練会や出初式など、訓練会等への出動に関しても規定を設け、出動報酬1回当たり2千200円を支給しようとする条例改正を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
	<p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>お諮りします。</p>
	<p>ただいま議題となっております議案第4号は即決したいと思います。</p>
	<p>御異議ありませんか。</p>

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第4号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第4号「松野町消防団条例の一部改正について」 は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第11 議案第5号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の 指定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	はい。それでは議案第5号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者 の指定について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定に関するもの で、現在、特定非営利活動法人森の息吹が指定管理者となっております が、指定管理期間が令和6年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、今回、指定管 理者指定の議決を受けようとするものであります。 特定非営利活動法人森の息吹は、松野猟友会、目黒猟友会に所属す る町内の狩猟者が中心となって構成している組織であり、平成25年

	<p>8月の結成以来、鳥獣被害対策を総合的に推進する専門的な組織として、有害鳥獣の捕獲活動や鳥獣被害防止対策を積極的に実践されており、その成果は、令和3年度鳥獣対策優良活動表彰において、最高位である農林水産大臣賞を受賞するなど、既に御承知のとおりであります。あわせて、平成26年4月より、獣肉処理加工施設の指定管理者として、町内で捕獲された野生鳥獣の受入れ、獣肉の活用などについても、専門的な知識と経験を有し、関係機関からも非常に高い評価を得ており、今後も施設の適切な管理運営が行われる見込みであることから、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず引き続き特定非営利活動法人森の息吹を指定管理者の候補者として提案するものであります。</p> <p>指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第5号は即決したいと思いません。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第12 議案第6号「万年荘の指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>はい。それでは議案第6号「万年荘の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、万年荘の指定管理者の指定に関するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の議決を受けようとするものであります。</p> <p>滑床溪谷には、多くの登山者や溪谷散策者、アウトドアスポーツを楽しむお客様が年々増加している傾向にあります。このような中、滑床溪谷におけるガイド機能や緊急時の対応など、万年荘の公的な位置づけもますます高まっていくと考えられ、求められる機能を十分に発揮するためには、本町の公益観光を担う組織として、引き続き特定非営利活動法人森の国ネットを指定管理者として指定することが妥当であるとの判断から、候補者として提案するものであります。</p> <p>具体的な指定の内容につきましては、万年荘管理棟とあわせて、滑床溪谷の利便施設である公衆トイレや駐車場等の管理となります。</p> <p>指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。</p>

		<p>なお、この指定に当たりましては、松野町ふれあい交流館の交流部門の場合と同じく、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず特定非営利活動法人森の国ネットを指定管理者の候補者として選定しております。これは、森の国ネットの役員構成の中に、町内の観光及び物産の関係団体が参画しており、万年荘の運営がそれらの団体の合意のもと、円滑かつ中立的に行われると判断したためであります。</p> <p>町といたしましても、今後の状況を踏まえながら、滑床溪谷の公共施設の維持管理、観光客の利便性確保につきましては、指定管理者及び関係団体等と十分な連携をとり、対処して参りたいと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第6号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p>

議 長	<p>これから、議案第 6 号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第 6 号「万年荘の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 1 3 議案第 7 号「令和 5 年度松野町一般会計補正予算第 7 号」以下、議案番号の順を追い、日程第 1 7 議案第 1 1 号「令和 5 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第 1 号」までの 5 議案について一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは提案理由、議案第 7 号から第 1 1 号まで、「令和 5 年度松野町一般会計補正予算 (第 7 号)」ほか、特別会計 4 会計の補正予算につきまして、関連がありますので、一括して提案をいたします。</p> <p>本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と特殊事情の追加など、特別会計を含めた決算状況を見通しながら編成をしております。</p> <p>まず、議案第 7 号「令和 5 年度松野町一般会計補正予算 (第 7 号)」は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 5 7 3 万 9 千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 億 3 千 5 3 8 万 7 千円にしようとするものであります。</p> <p>はじめに繰越し明許費です。地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として、第 2 表に事業名と金額を掲載しております。</p> <p>諸事情により繰越しが必要となった事業は 1 1 事業となっており、繰越し総額は 1 億 3 千 5 0 万 1 千円となっております。</p> <p>次に歳出予算の補正内容についてです。</p>

歳出補正予算のうち、追加する主なものを説明します。

まず2款1項一般管理費で退職職員に係る退職手当の調整により、退職手当負担金390万3千円を追加するほか、財政調整基金費では、普通交付税にて臨時財政対策債を償還するための基金積立てに要する経費として819万9千円が算定されていることから、同額の積立金の追加を行っております。このほか、コミュニティバス運行費で、宇和島自動車が行う町内バス路線の赤字補てんに対する補助として、生活交通路線維持費補助金151万3千円を追加しております。

また、情報通信基盤施設管理費にて、情報通信基盤保守点検委託料及び映像系光送出設備更新工事の変更契約による費用として、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営負担金205万4千円を追加しております。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費です。戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへ表記するために必要な機能整備をするための改造委託料177万1千円を追加しております。

4款1項保健衛生費では、中央診療所における実績見込みに伴う診療収入の減少や人件費の増加、物価高騰による支出の増加等により、本年度決算が赤字となる見込みのため、その収支補填分として中央診療所特別会計繰出金7千319万6千円を追加しております。

一方、減額となる歳出補正予算は、主に各事業費の確定や実績見込みに基づき減額となったものでございます。

次に、歳入補正予算のうち、一般財源で追加する主な内容を御説明します。

1款町税のうち個人住民税は、課税所得の増などにより297万1千円、固定資産税は法定免点の変更や新築家屋の増などにより175万8千円増額となっております。また19款繰越金は財源調整として保留していた1千993万9千円を追加しているものです。このほか20款雑入では、令和5年度より後期高齢者医療広域連合に職員を派

遣していることに伴い、給与相当分を広域連合より補填されるため追加となるものです。

一方、減額となる歳入の主な内容は、各種事業の実績見込みによるものとなっております。

その中でも、21款町債について御説明します。主な減額理由が過疎対策事業債によるもので、ハード事業分は、入札執行等による事業費の減額、ソフト事業分は、国の予算超過による発行可能額の圧縮に伴う減額で、過疎対策事業債全体で6千510万円減額しております。

また、一般補助施設整備等事業債については、耐震性貯水槽設置事業を緊急防災減災事業債から切替えたことにより3千210万円の増額となり、緊急防災減災事業債は減額となっております。

続きまして特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第8号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から3千214万8千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億7千792万9千円にしようとするものであり、補正内容は、実績見込みにより事業費及び財源を調整するものとなっております。

次に議案第9号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療助特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1千70万6千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億151万7千円にしようとするものであります。

歳入予算の主な補正内容を御説明します。

1款診療収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少や診察期間の延長等による影響を反映し8千660万9千円の減額となっております。これに伴い、今年度決算の形式収支を調整するための措置として、6款繰入金のうち一般会計繰入金7千319万6千円を追加しております。診療所の経営状況は年々厳しさを増す状況にありまして、経営基盤の強化を行いながら、町民の皆様にとって

<p>議 長</p> <p>7 番 赤 松</p> <p>議 長</p> <p>7 番 赤 松</p>	<p>のかかりつけ医としての機能を発揮していくよう、今後対策を検討していく予定でございます。</p> <p>次に議案第10号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ253万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1千292万2千円とするものです。</p> <p>補正内容は、実績見込みにより事業費及び財源を調整するものとなっております。</p> <p>次に、議案第11号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万9千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7千497万9千円にしようとするものであります。</p> <p>これらの補正内容も、実績見込みにより事業費及び財源を調整するものとなっております。</p> <p>以上、提案理由の説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第7号についての質疑を行います。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p> <p>今回の最終補正予算において、一般会計の補正額とその財源内訳を照らし合わせた場合に、一般財源が大幅に増加している科目についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>まず、1番目予算書の27、28ページをお開けいただいたらと思いますが、ここの3款2項1目の児童福祉総務費は、補正額が394万5千円の減で、その財源内訳は、国県支出金が444万5千円の減額、地方債が650万円減額ですが、一方、一般財源は700万円の増加となっているわけでございます。その理由をお聞きしたいと思います。</p>
---	---

次、2点目が31ページと32ページ、6款1項4目の担い手育成対策費でございますが、補正額は2千49万4千円の減額で、財源内訳は、国県が277万1千円の減、地方債が2千600万円の減、一般財源は827万7千円の増でございます。このことについてお聞きします。

次に3点目が35ページ、7款1項3目の観光費でございますが、補正額が204万1千円の減額ですが、それにもかかわらず、地方債は、1千190万円の減額となっており、一般財源は985万9千円の増加になっているわけでございます。

それから4点目でございますが、36ページ、8款2項3目道路新設改良費は、補正額は2千288万4千円の減で、その財源は、国県が1千444万2千円の減、地方債が1千240万円の減、一方、一般財源が395万8千円の増加になっているわけでございます。

まずはこの4点のことについて、その理由等をお聞かせ願いたいと思います。

八十島副町長

「議長」

議 長

「八十島副町長」

八十島副町長

はい。今の4点ばかり予算書の中の御指摘でございますけれども、実はこれ、ソフト事業として過疎対策事業債を充てておりました。結果的に今、過疎のソフトっていうのは全国的に利用されておまして、その中でやはり圧縮がかかったと、昨年度も同様な措置でどうしてもそのソフト事業についてはなかなか獲得が難しいというのが原因になっております。

今後はですね、こういった最終的に一般財源への振替っていうことが生じますので、事業の効果や今までの成果等見ながら、その事業の存続であったり、見直しであったりも含めて考えていきたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

7 番 赤 松

「議長7番」

<p>議 長 7 番 赤 松</p>	<p>「赤松議員」</p> <p>今4点ばかりの項目について、過疎債のソフト事業、この分が影響して、その起債が減った分、一般財源のほうに増額となっているという説明でございましたが、確かに過疎債は優良起債と言われておりますので、どこの自治体も過疎債を充当しての事業実施を計画されているわけでございます。そのような中で、なかなか計画額の配分を充当できなかったという結果ということのようでございますが、こういうことが今からも続くのであれば、やはり当初の事業を計画される時に、やはりこの事業を認めるか認めんかのひとつの大きな重要な項目としては、補助金がついて、その裏に優良起債という過疎債であれば、70%の額が交付税で還付されるわけでございます。そういうことから、この事業を使つての事業実施になれば、議会も審議する上で、財源はあまりいらずに町民サービスができるということで、何も申し上げることなく賛成するわけでございますが、最終の決定段階で、このように多額の一般財源がいるということであれば、またいろいろ考え方も変わってくるのではないかと思います。</p> <p>そういうことでなかなか当初予算を策定する折に、全て、そこら辺の起債額も見込みということで国のほうに要望していくわけでございますので、なかなか結論は分からないわけでございますので、これが財政運営の難しいところとは思いますが、そこら辺十分に今後気をつけて取り組んでいただいたらと思います。</p> <p>それとあわせまして、これも恐らく今から申し上げることも、同じ理由ではないかと思いますが、37ページの9款消防費でございますが、ここに耐震性の貯水槽の整備事業が計上されております。この貯水槽の整備事業については、部落の要望にあった3部落の4ヶ所の防火水槽を整備するために当初予算に4千839万円が計上され、それからその整備スケジュールには、9月に工事発注し、6月30日に工事完成予定という説明を受けたわけでございます。</p> <p>また事業財源は基本2分の1の国庫補助金を受けて、その残額は、</p>
------------------------	--

交付税還元70%の緊急防災減災事業債を充てるという計画ということでございましたが、今回の最終補正予算では起債は多分交付税の還元がないと思いますが、一般補助施設整備等事業債に振り替わっております。またその4ヶ所の事業全てが翌年度に繰越しとなっております。そのようなことで、当初のスケジュールが大幅に変更している理由と、それからその補助残に充てる起債が交付税還元のある優良起債から全て一般財源であろうと思います、その起債に振り替わっているわけでございます。

そこら辺、今副町長のほうから説明あったことに関連すると思いますが、もう一度ちょっとそこら辺を説明願いたいと思います。

坂本町長
中井防災安全課長
議長
中井防災安全課長

防災安全課長から。

「議長」

「中井課長」

はい。

ただいま質問にありました2点について御説明を申し上げます。

まず今回、耐震性貯水槽整備事業につきましては、地域からの要望ということで4ヶ所実施しておりましたが、今御指摘がございましたように、大幅にスケジュールを遅らせている状態であります。その理由としましては、地元での取りまとめが遅れたほかに、資材の高騰などによりまして、補正予算での予算計上をしていただくことなどによりまして、着手が遅れたことが主な原因でございます。それによりまして、地域の住民の方々や関係者の方には大変御迷惑をおかけしておりますので、今後このようなことがないように早期着工、早期完成を目指して努めていきたいと考えております。

2点目の、同じく耐震性貯水槽整備事業についての財源の関係の説明でございますが、財源としましては、当初、今、おっしゃいましたように緊防債のほうで予定をしておりましたが、あわせて国の消防防災施設等整備事業費補助金の活用を予定しておりました。総合的に補助事業と起債の採択条件を総合的に検討した結果、緊防債に代わりま

	<p>して、一般補助財源等整備事業債に振替することのほうが有利であるとの結論になったため、財源の振替をさせていただいたところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
7 番 赤 松	「議長7番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	今の防火水槽の起債は、そしたら一般補助施設整備事業債ですらえ
	ね。これは交付税は還元はある事業なんですか。
八十島副町長	「議長」
議 長	「八十島副町長」
八十島副町長	はい。
	今の起債の制度上のことで御説明をさせていただきます。
	基本的には、今いわゆる災害対策ということで、この緊防債の確保、
	すごくございます。全体的に国の地方債計画の中で、示された枠組み
	ってというのがあって、多分、これは愛媛県内での調整もあって、振替
	措置がなされたというふうに私は考えております。
	ただ、この一般補助施設整備等事業債、これについてはですね、ち
	よっと特例で、今これは、施設防災対策特別措置法分というふうに、
	いわゆるそういう災害対策のところの特化した制度で、交付税制度上
	は50%の還元があるということで、緊防債からいうと7割なので、
	2割減というふうなことにはなりますけれども、一般の補助施設整備
	事業債とは異なりますので、その分は申し添えておきたいと思いま
	す。
	これについては当初予算の説明の趣旨の中に区分上入れておりま
	すので、再度確認をお願いしたいと思います。
	以上です。
7 番 赤 松	「議長7番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	はい。

議	長	<p>起債につきましてはよく分かりましたので、先ほど来から各議員からもいろんな事業の要望等がなされたわけですが、町長のほうからも、優良起債等を充当してやっていきたいというようなお話もございました。そういうことで、なにぶんどこも優良起債を各自治体狙っているわけですが、ひとつ獲得に努力されまして、事業の推進をしていただけたらと思います。</p> <p>以上で質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第7号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第7号「令和5年度松野町一般会計補正予算第7号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。 (12:07)</p>

議 長	<p>(休憩 12:07 ~ 再開 13:28)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:28)</p> <p>続いて、議案第8号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ~ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第8号は、即決したいと思いま</p> <p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ~ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ~ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ~ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第8号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算第2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第9号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ~ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第9号は、即決したいと思いま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第9号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算第2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第10号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第10号は、即決したいと思いをます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p>

議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第10号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第11号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第11号は、即決したいと思います。</p>
議	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p>
議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第11号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第 1 1 号「令和 5 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第 1 号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 1 8 議案第 1 2 号「令和 6 年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、日程第 2 4 議案第 1 8 号「令和 6 年度松野町簡易水道事業会計予算」までの 7 会計の、令和 6 年度予算を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第 1 2 号から第 1 8 号まで「令和 6 年度松野町一般会計予算」ほか、特別会計 5 会計企業会計 1 会計の当初予算の概要並びに町政の基本方針と重点施策について御説明を申し上げます。</p> <p>まず、国の予算編成の動向でございますが、国の令和 6 年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 3 などに沿った取り組みを着実に進めていくため、急激な物価高に対応しつつ持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と、民需主導の持続的な成長の実現に向け人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、G X、D X、半導体 A I 等の分野での国内投資の促進、海洋宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策、子ども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取り組みの加速、防災減災、国土強靱化など、国民の安全安心の確保をはじめとする重要な政策課題に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの利いた予算編成となっております。</p> <p>また、歳出の中身をより結果につながる効果的なものにするため、新経済財政再生計画の改革工程表を改定し、E B P M や P D C A の取り組みを推進し、効果的効率的な支出を徹底する予算措置を講じた結</p>

果、国の令和6年度一般会計予算は112兆5千717億円、前年度比1兆8千95億円、1.6%減となっております。

それでは、町の重点施策と予算編成方針でございますが、令和6年度の一般会計当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰により低迷した経済活動の回復や能登半島地震をきっかけに、防災への関心が高まる中で、今後発生が予想されている南海トラフ地震等の大規模災害を想定した防災体制の強化などを重要課題に位置づけております。

また、今後急速に加速することが想定される人口減少に対応するため、健康福祉と子育て支援施策の充実を図るとともに、教育分野においても学校教育だけでなく、生涯学習や生涯スポーツも積極的に推進し、あらゆる世代の町民が健康で豊かな生活を続けていくことができる環境を構築していくこととしております。

令和6年度の予算編成に当たっては、第5次松野町総合計画や第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略など、本町の重要な各種計画に位置づけられた施策を推進するため、一般会計当初予算は、前年度比5億9千200万円、15.3%増となる総額44億6千200万円の積極的な予算編成としたところであります。

また、特別会計5会計の当初予算規模については17億907万5千円、公営企業会計は1億2千877万1千円で、全ての会計を合わせた当初予算規模は前年度比5億6千440万2千円、9.8%増の予算編成としております。

本町におきましては、「小さな町の大きな挑戦～コロナ禍を契機に・「不易流行」を理念に～」これを町政の基本方針に50年後、100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史文化が次の世代に受け継がれていくこと、今を生きる住民が幸せを実感できるようになること、この3点をまちづくりの目標に、各種事業に取り組むこととしております。

重要施策については、5項目を挙げております。まず1つ目の健や

かで生きがいに満ちた“森の国”【健康・福祉】分野では、人口減少と高齢化が加速する中で、誰もが自分らしい暮らしと健康で自立した生活が送れるように、生涯に渡った健康づくりや予防活動などがますます重要となっております。このような中、障がい福祉の更なる充実を図り、健康寿命の延伸に取り組むこととしております。

また地域医療の中核である中央診療所については、保健福祉介護との連携を図り、住民に1番身近なかかりつけ医としての機能を強化していくとともに、持続可能な健全運営に努めて参ります。

次に2つ目のにぎわいと活気にあふれた“森の国”【産業・雇用】分野では、町内の商工業が、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響により厳しい状況にある中、商工会との連携のもと、商工業者の事業継続支援や企業支援施策などを展開し、地域活性化に取り組んで参ります。

更に観光業においては、滑床万年荘をビジターセンターとしての機能を強化した施設としてリニューアルし、国立公園滑床溪谷などの町外における地域資源の魅力発信を拡大していくこととしております。

また、基幹産業である農林業においても、経済活動の低迷や高齢化による担い手不足が深刻化しており、ハードソフト両面から積極的な振興施策を展開して参ります。

次に3つ目の安全で快適な暮らしの“森の国”【環境・防災】分野では、近い将来高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模災害等を想定し、情報伝達手段の確保等の防災対策の強化を行うとともに、地域住民や消防団などの関係機関と連携し、自助、共助、公助による地域防災力の向上に取り組んで参ります。

また、道路や水道設備など、生活に欠かせないインフラの整備を計画的に実施するとともに、JR予土線やコミュニティバスなどの公共交通手段を確保し、定住に向けた多様なニーズに対応できる住環境対策を推進いたします。

次に、4つ目の子どもたちの夢が広がる“森の国”【教育・子育て】

<p>議 長</p> <p>八十島副町長</p> <p>議 長</p> <p>八十島副町長</p>	<p>分野では、まず子育て施策では、子どもが心身ともに健やかに成長できる支援制度の充実を図り、安心して暮らし育てることができる環境を構築いたします。</p> <p>教育においては、心と身体と知恵を育む学校教育を創造するほか、生涯学習や生涯スポーツを推進し、豊かで文化的な生活を実現して参ります。</p> <p>また、人権尊重の理念を基礎に置き、部落差別をはじめとするあらゆる差別、偏見の解消を目指し、人権が尊重される明るいまちづくりを行っていくこととしております。</p> <p>最後に5つ目の揺るぎない行財政基盤の“森の国”【行革・協働】分野でございますが、様々な行政課題に対応するための持続可能な行財政基盤を確立するため、更なる事業の選択と集中を進めるとともに、ふるさと納税制度等を活用して、自主財源の確保に努めることとしております。</p> <p>また、行政全般におけるDXの導入を促進し、行政効率の向上を図って参ります。</p> <p>更に、地域の集落機能の維持と特色ある地域づくりのため、住民自治活動に対する支援を継続し、官民が協働したまちづくりを推進することとしております。</p> <p>以上、当初予算の編成における町政の基本方針と重点施策を述べましたが、会計別予算の概要などにつきましては、この後、副町長から説明をいたします。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。</p> <p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。続いて、副町長から全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「八十島副町長」</p> <p>町長の説明に引き続き、私からは、資料4ページ以降の会計別当初</p>
---	---

予算の概要について要点を押さえながら説明申し上げます。

まず、全体会計の一覧を御覧ください。

令和6年度の一般会計及び特別会計5会計並びに、企業会計の水道事業会計を合わせた当初予算総額は、前年度比5億6千440万2千円、9.8%増の62億9千984万6千円となっております。

このうち、一般会計の当初予算は、坂本町政2期目の仕上げとして、懸案の防災情報等伝達整備費や滑床ビジターセンター施設整備費を計上した結果、予算規模としては、前年度比5億9千200万円、15.3%増の44億6千200万円の積極的な予算編成とし、アフターコロナの新しい社会生活を見据え、安全で快適な住民生活を守る施策や観光交流産業の振興策等、地方創生に対応した各種施策事業への重点配分を行い、持続可能な行財政運営を目指すこととしております。

また、特別会計5会計の予算規模は17億907万5千円、公営企業会計の水道事業会計は1億2千877万1千円となり、両会計の合計では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の減を主因として、前年度比2千759万8千円の減となっております。

5ページをお開きください。下段に歳入歳出予算の主な増減理由について記載をしておりますので、6ページ、7ページの説明の参考としてください。

それでは、6ページをお開き願います。

まず、自主財源のうち1款町税につきましては、前年度とほぼ同額の2億8千439万4千円を計上しております。詳細につきましては後ほど、説明をさせていただきます。

次に、17款寄附金は、ふるさと納税の増収を見込み、1千100万円、109.7%増の2千103万1千円、18款繰入金は、財源不足への対応に伴う財政調整基金繰入金の大幅な増により83.7%、1億342万5千円増の2億2千704万6千円とし、19款繰越金は最終の財源調整として前年度同額の6千万円を計上をして

おります。

次に、依存財源のうち、2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の伸び率等を参考にして予算計上をしております。

10款地方交付税は、前年度比4千万円増の21億5千万円を計上しておりまして、歳入全体の48.2%を占めております。この詳細についてはまた後ほど説明をさせていただきます。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る補助及び負担金や消防防災施設整備費並びに国宝重要文化財等保存整備費補助金が減となる一方で、滑床ビジターセンター施設整備に係る自然環境整備交付金やデジタル基盤改革支援補助金が増となったため、前年度比21.3%増の2億9千845万7千円、15款県支出金は、崖崩れ防災対策事業費の減等により、2.5%減の2億5千912万9千円としております。

最後の21款町債は、防災情報等伝達施設整備に係る緊急防災減災事業債3億8千130万を新たな要因として、73.5%増の9億542万5千円の発行を見込んでおり、総予算に占める割合は20.3%となっております。

資料9ページをお開きください。

町債の明細について改めて詳しく説明をいたします。

町税全体では2億8千439万4千円、前年度との比較では28万1千円の増を見込んでおります。

本町では、町税のうち個人分は、これまでの所得環境の改善傾向を受けて増収となる一方、法人分は、企業収益の減により、減収を見込み、固定資産税や軽自動車税は微減、たばこ税については、購買単価や近年の実績等により増収となると見込んでおり、結果、町税全体では前年度とほぼ同額程度になると試算をしております。

直接税では、町民税は前年度比0.3%減の1億374万8千円、固定資産税は0.2%減の1億3千827万5千円、軽自動車税は0.

8%減の1千723万円を見込んでおります。

また、間接税のうち、たばこ税は4.5%増の2千310万円と推計をしているところです。

次に、一般会計における主要な基金についてですが、まず財政調整基金は、平成28年度までは、行財政改革の効果や地方交付税の回復などの影響により、財源留保のために積立てを行うことができ、28年度に一部取崩しを行ったものの、年度末残高も過去最高の9億円を超えておりました。しかしながら、翌29年度からは財源不足が生じ、令和元年度まで取崩しを行っております。令和2年度から4年度につきましては、新型コロナの影響等による各種事業の取り止めや、地方交付税の大幅な増加等もありまして、取り崩しが不要となっております。令和5年度末の財政調整基金残高は、令和4年度決算時での剰余金の2分の1相当額と、歳出予算における利子相当額の合計9千31万9千円の積立て分を加算し、取り崩し額1億1千万円を控除した結果、前年度比1千968万1千円、1.8%減の10億8千137万3千円となる見込みでございます。

次に減債基金については、普通交付税に算入された臨時財政対策債償還分819万9千円と利息分3万5千円を積立てましたので、今年度末残高は1億2千361万1千円となる見込みで、今後、将来の公債費負担に対応し、年度間の償還費平準化の財源とすることとしております。

続いて、10ページを御覧ください。

地方交付税の明細について詳しく説明をいたします。

令和6年度の地方交付税は、21億5千万円、前年度比4千万円1.9%の増で、臨時財政対策債を含みますと、前年度比3千270万1千円、1.6%増の21億5千422万5千円を計上したところでございます。

地方交付税の算定の基礎となる令和6年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確

に应运つ、子ども子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度比5千545億円、0.9%増の6兆7千180億円を確保されたところでございますが、地方交付税の補完措置である臨時財政対策債が大幅に抑制されているため、実質的な地方交付税は2千342億円の減とされているところです。

本町では、近年の大型建設事業の財源として、多額の起債を発行したことにより、平成29年度から償還金が増加に転じ、これに連動して地方交付税への公債費算入額が増加するとともに、子ども子育て施策の地方単独事業を実施するための、子ども子育て費、これは仮称でございますけれども、創設されるほか、定額減税による減収への対応、給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する経費が算定されることを踏まえて、普通交付税は前年度比3千662万4千円、1.8%増の20億3千800万円余りになると推計をしております。

表の6年度の欄着色した部分を御覧ください。

令和6年度当初予算では、財源調整の結果、普通交付税の計上額を、交付見込額である20億3千887万9千円に対し20億円とし、交付見込額との差額であります3千880万円余りにつきましては、今後の補正予算の財源として保留している状況でございます。

特別交付税については、今年度の交付見込額に地方財政計画の推計伸び率や地域おこし協力隊員数、特定地域づくり事業、松丸高校プロジェクト事業、消防団活動服及び雨具整備事業費等に要する経費など特殊事情を勘案し試算したところ、前年度比7.3%増の1億5千212万2千円と推計をしております、このうち前年度比1千万円の増の1億5千万円を予算計上をしております。

次に、臨時財政対策債につきましては、地方財源不足の縮小に伴い、地方債計画でも大幅な減額となっているため、計画に示された市町村分の伸び率を用いて、前年度比53.7%減の422万5千円と推計をしております。

また、下段には、過去10年間の地方交付税等の推移を掲載しておりますが、近年は大幅な削減もなく安定して推移をしているところでございます。

続いて、資料11ページを御覧ください。

町債の明細について詳しく説明をいたします。

この表は起債種別ごとの発行予定額、交付税還元率等について示しているもので、表の最下段、水色で着手した部分にありますように、令和5年度末の残高見込額は59億767万8千円で、令和6年度中の借入れ予定額と償還予定額を加除した令和6年度末の残高見込額は62億7千970万5千円と見込んでおります。

令和6年度中の借入予定額ですが、上から順に緊急自然災害防止対策事業債は、7ヶ所分の崖崩れ防災対策事業及び8ヶ所分のその事業に係る測量試験費に5千260万円の発行を見込んでおり、緊急防災減災事業債は、防災情報等伝達設備整備事業ほか3事業に4億8千590万円、辺地対策事業債は、町道上家地線舗装繕事業ほか2事業に2千360万円、過疎対策事業債では、ハード分として、滑床ビジターセンター施設整備事業ほか23の事業に2億3千570万円、ソフト分としては、各部落が自主的に地域づくりを推進していくための地域づくり交付金事業や結婚出産祝い金、住宅建築奨励金等の移住定住施策などの政策的な事業、全18事業に対して1億340万円の発行を見込んでおります。

先ほど赤松議員の御質問もありましたけれども、発行可能額いっぱい要望をさせていただこうとしております。

臨時財政対策債は422万5千円で、地方財源の補填措置として、地方財政法で発行が認められている起債であり、備考欄に記載のとおり、全て交付税で還元をされます。

また下段には、地方債現在高の推移を掲載しておりますが、近年は大型建設事業の実施に伴い増加傾向にあり、中長期的な視点での総額抑制と還元率の高い有利な起債獲得に努めなければならないと考え

ております。

続いて、7ページにお戻りをください。歳出の説明に移ります。

一般会計款別、これは目的別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載をしております。時間の都合上、特徴的なもの、増減の特に大きい項目のみ説明をさせていただきます。

2款総務費は、防災情報等伝達設備整備事業費や総合戦略策定事業費等が増となる一方、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金が減額になりました結果、前年度比58.3%大幅増の13億3千334万6千円を計上をしております。

3款民生費は、後期高齢者広域連合療養給付費負担金の増によりまして2.5%増の8億5千293万6千円としております。

7款商工費は、森の国ぽっぽ温泉改修事業の完了により6千832万9千円が減額となるものの、滑床ビジターセンター施設整備事業費に約1億5千万円を計上したことから、27.8%、6千447万1千円増の2億9千609万9千円を、9款消防費は、耐震性貯水槽整備事業費の減により46.0%減の4千844万7千円を、10款教育費は、永年実施してきました河森城跡、環境整備が一段落ついたことから事業費が減額となる一方で、学校給食共同調理場施設大規模改修事業やスポーツ交流センター非常電源用発電機更新事業費を計上したため、10.1%増の3億7千208万9千円としております。

12款公債費については、前年並みの5億5千133万5千円を計上をしております。

公債費に関しては近年、庁舎建設をはじめとして大型建設事業の実施に伴い、多額の地方債を発行しております。このため償還額が増加をしております。中長期財政計画における試算によりますと、令和10年度には6億円台まで増嵩する見込みとなっております。今後におきましては、事業の緊急性等を考慮し、真に必要な建設事業の厳選により、地方債の発行抑制に努める所存でございます。

8ページには歳出の性質別内訳をまとめております。特に性質別分

析の義務的経費においては、人件費が、会計年度任用職員の処遇改善のための勤勉手当創設や職員補充、人事院勧告による給与改定のほか、退職手当組合における累積収支差額を補填するための臨時負担金等により8千万円程度増加しております。

今後、義務的経費の増加には意を払う必要があり、定員適正化計画のもとに議員管理に努める所存でございます。

また、物件費におきましては、デジタル基盤改革支援委託事業や総合戦略をはじめとする計画策定委託料、学習指導要領の改訂に伴う教師用指導書の購入などにより5千800万円余りが増加し、人件費及び物件費の伸びが財政調整基金の取崩しにつながることになり、財政運営には極めて厳しい状況にあると言えます。

一般会計の説明は以上でございますが、12ページから14ページにかけては、特別会計に関して、歳入歳出の主な項目に区分し、過去8年間の決算と令和5年度の決算見込み、令和6年度の予算計上額を取りまとめております。そのうち令和6年度の歳入歳出予算の概要について説明を申し上げます。

12ページを御覧ください。

まず、国民健康保険特別会計の予算規模は前年度比6.1%減の5億5千100万円としております。

平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が愛媛県へ移行し、これまで市町単位で行われてきた運営が広域化され、安定的な財政運営と効率的な事業運営が展開をされております。国保会計は、医療費の動向が重要な要素でございますが、歳入のうち保険税収入は、5年度決算見込みと比較して4.3%減の5千990万6千円と推計し、歳出のうち保険給付費については、年々増加傾向にあることから、5年度の決算見込みに比べ5千210万6千円増の4億1千172万8千円と推計をしております。

今後も、特定健診の受診率向上対策や予防活動を充実させることによって、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を維持する

ことが重要であると考えております。

次に、中央診療所特別会計の当初予算規模は3.5%増の3億2千500万円としております。

主な要因は、令和5年度の人事院勧告による給与改定のほか、会計年度任用職員に係る勤勉手当創設、正規職員の採用などにより人件費が増加となったものです。

地域医療を取り巻く環境は依然厳しさを増しているところですが、診療所におきましては、羽生田所長を中心に、自治医科大卒の医師や医療スタッフが一丸となって診療所を運営しております。中央診療所が住民に親しまれ、信頼される地域医療機関として、患者のニーズに対応した親切かつ適正な医療サービスの提供と、予防からリハビリまでの包括医療の推進に努めるとともに、健全経営にも注力することが重要であると考えております。

13ページを御覧ください。

続いて、住宅資金新築資金等貸付事業特別会計の予算規模は前年度同額の17万5千円であります。

当会計は、令和4年度末決算の3千784万2千円の赤字額について、滞納者に対し、現地相談も含め、督促と電話等での納付を促すなど、滞納整理に努めた結果、5年度決算見込みでは3千569万6千円と、214万6千円減少したところでありますが、以前会計は厳しい状況にあります。

今後も返済方法等の相談業務に努め、計画的な滞納解消に向けた協議を行って参ります。赤字額の解消は、未収金を回収する以外に方法はありませんので、法的な措置も踏まえて、積極的な対策に取り組むことが重要であると考えております。

続いて、介護保険特別会計であります。当初予算の規模は1.2%減の7億4千730万円であります。

歳入のうち、保険料は、5年度の決算見込みに対し、1千561万7千円、15.9%増の1億1千401万7千円を見込み、支払い基

金交付金は2千951万3千円、19.0%増の1億8千452万7千円、国県支出金は1千646万5千円、5.7%増の3億759万4千円としております。

また、歳出のうち保険給付費は、5年度の決算見込みに対し、8千549万8千円、14.9%増の6億5千901万2千円としております。

14ページを御覧ください。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計の予算規模は、14.9%増の8千560万円としております。

歳入は、保険料4千741万9千円、一般会計からの繰入金3千393万7千円などで構成をされ、歳出では広域連合への納付金8千59万2千円が主な内容となっております。

最後に、本町唯一の公営企業の水道事業会計について御説明をします。

水道事業会計の予算規模は、3.7%減の1億2千877万1千円としております。

まず、第3条予算ですが、水道事業の収益的収入及び支出の部、収入において、簡易水道事業収益の予定額を1億1千708万5千円とし、内訳としては、主に水道料金となる営業収益では、9千357万3千円を計上するほか、一般会計からの補助金等である営業外収益は1千350万2千円、特別利益は1万円を計上をしております。

次に支出につきましては、簡易水道事業費用の予定額を1億155万円とし、内訳は、水道施設の管理等に要する経費である営業費用を8千952万1千円計上するほか、企業債の償還利息、消費税の営業外費用には701万9千円を計上し、将来発生する特定の費用や損失に備える引当金の予算となる特別損失は存値の1万円、予備費は500万円を計上をしております。

続いて、第4条予算資本的収入及び支出の部の収入につきましては、資本的収入の予定額を1千342万6千円としており、内訳は出

	<p>資金で、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの企業債の償還元金を計上するものであります。</p> <p>次に支出につきましては、資本的支出の予定額を2千722万1千円としております。</p> <p>建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として219万4千円を計上し、企業債償還金は2千502万7千円を計上しているところです。</p> <p>簡易水道事業については、施設の老朽化に伴う経費の増加や人口減少に伴う水道使用料収入の減少といった将来的な課題に対し、中長期的な視点に立った経営基盤の強化や財政マネジメントの向上が求められております。公営企業会計におきましては、適正な運営を図り、健全経営に努めて参りたいと考えております。</p> <p>資料15ページから69ページは、予算審議の効率化を図るため、町の重点施策5項目、それぞれ施策区分ごとに主要な新規事業、拡充事業の概要や目的、事業費、財源内訳等をまとめておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、予算審議の参考としていただければと思います。</p> <p>以上、長くなりましたが、令和6年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の当初予算の概要について、私からの説明といたします。</p>
議 長	<p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>これから、各会計に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第12号「令和6年度松野町一般会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第13号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議	<p>続いて、議案第14号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第15号「令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第16号「令和6年度松野町介護保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第17号「令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>最後に、議案第18号「令和6年度松野町簡易水道事業会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>これで、当初予算7会計に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第12号から、議案第18号までの各案は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号「令和6年度松野町一般会計予算」以下、</p>

<p>議 長</p>	<p>議案番号の順を追い、議案第18号「令和6年度松野町簡易水道事業会計予算」までの各案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。</p> <p>日程第25 議案第19号「山林委員の選任について」から議案番号の順を追い、日程第36 議案第30号「山林委員の選任について」までの12議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは議案第19号から議案第30号まで「山林委員の選任について」の提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>町有林の管理につきましては、12名の山林委員を選任し、御協力をいただいておりますが、令和6年3月末をもって任期満了となります。</p> <p>つきましては、後任委員として各部落より推薦をいただきました12名につきまして、山林委員として選任したく、松野町町有林野営林規定第8条の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>推薦いただきました山林委員は、議案第19号から順番に、松丸・山崎幸喜氏、延野々・井上義晴氏、豊岡後・山田史郎氏、豊岡前・堀口計敬氏、富岡・毛利彰男氏、同じく富岡・杉本光氏、上家地・竹葉幸治氏、目黒・毛利行雄氏、同じく目黒・河野亮二氏、吉野・坂本敏夫氏、蕨生・藤井希一氏、奥野川・山本吉和氏であります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により、質疑、討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。</p> <p>この採決は議案ごとに行います。</p> <p>まず、議案第19号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第19号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第20号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第20号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第21号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第21号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第22号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第22号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第22号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第23号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第23号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第23号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第24号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第24号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第25号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第25号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第25号「山林委員の選任について」は原案のと</p>

<p>議 長</p>	<p>おり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第26号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第26号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第27号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第27号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第28号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第28号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第29号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (14:27)</p>
議 長	<p>本日は、これで散会します。 (14:27)</p>